「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する
御意見募集（パブリックコメント）について

平成 26 年 2 月 27 日
社会・援護局保護課

厚生労働省では、今般成立した生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）の施行に伴い、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）の一部を改正する予定です。

つきましては、下記のとおり、御意見を募集いたします。

記

１．御意見募集対象

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

２．御意見募集期間

平成 26 年 2 月 27 日（木）から平成 26 年 3 月 28 日（金）まで【必着】

３．御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

〇Ｅメールの場合：hogo-hourei@mhlw.go.jp

〇郵送の場合：〒１００－８９１６　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省社会・援護局保護課　企画法令係宛て

〇ＦＡＸの場合：０３－３５９２－５９３４
厚生労働省社会・援護局保護課　企画法令係宛て

４．御意見提出に当たっての注意事項

御提出していただく御意見は、日本語に限ります。また、電話による御意見の提出はお受けできかねますので、御了承ください。

個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の場合は法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた御意見については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。また、御意見を御提出いただく際には、件名や封筒等に「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見」と記載いただき、御意見が 1,000 字を超える場合はその内容の要旨を添付していただきますようよろしくお願いします。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。